

支部化・代議員制度導入にむけて 検討内容経過報告 No. 5

支部化・代議員制検討委員会委員（理事） 猿渡真吾

支部化・代議員制度に関するご意見ありがとうございます。「これから、どう変わっていくの?」「（取り組みが）拙速ではないか」「（支部になる）イメージが湧きにくい」など、様々なお声を頂戴しています。

今回は“そもそも、何故「支部化・代議員制度」を考えるようになったのか”についてご説明します。大きく以下の3つがあります。

1. 会員数増加と、組織の多様化
2. 地域における拠点化
3. 将来を見据えた取り組み

会員数は10月に2,000人を突破しました。福岡・北九州に会員の多くは集中しています。

ご承知のように総会の成立をも危ぶまれる状況が続いています。委員会も増え、県内各分野における委員派遣や講師依頼などは増えています。研修は福岡市内、春日市開催が多く「参加しづらい」との声も根強くありました。オンライン化が一定程度進んだものの「地域開催」とすれば、より多くの参加が得られたであろうと思われたものもあります。

基礎研修Ⅰを例にしても、例年100名を超える方が受講され、会場規模の課題もあります。

現在本会にて策定中の中期計画においても、会員数は今後一定程度の増加を見込んでいます。

支部組織化しても会としての意思決定が円滑に行えるような体制整備の一環として、神奈川県や埼玉県が先駆的に実施している「代議員制」を支部化と同時に採用することとしています。

今後も、会のHPや会報誌等を通して広く積極的に情報を発信してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

2. パブリックコメントを募集します（第4回受付）（事務局 辻）

前月（11月）号では、同封した冊子で定款改正案と2規則の制定案をご覧いただきました。今回は、次の4規程の制定案をご覧いただきたく、同封の冊子をご用意しました。それぞれより具体的な細目事項を定めていく段階になりましたのでご確認ください。

- ① 役員選出規程（制定案）
- ② 代議員選出規程（制定案）
- ③ 選挙管理委員会規程（制定案）
- ④ 支部の組織及び運営に関する規程（制定案）

支部化に向けた検討も進み、いよいよ本会が従前のブロック組織から一枚脱皮を遂げ、「支部」に昇格することで、より身近な地域で本会の使命と役割を有機的に分担し会全体がさらに成長していく体制が整うこととなります。このことは、近い将来代議員制度ともシンクロさせていくことも課題として視野に入ってきています。

つきましては、上記4規程制定案に関するパブリックコメントを募集しますので、右記QRコードからぜひご意見をお寄せください。



【第4回パブコメ期限】12月14日（日）まで

【ご報告】お寄せいただいたパブリックコメント (～10月15日締切/第2回受付分)

No.	月	項目 (～について)	意見内容	回答 (考え方等)
1	9	代議員制度導入について	代議員制度と支部化を一体的に導入することを検討していただき、理由が支部がある程度独立した権限を持つことができ、地元地域に根付いた研修会の開催やイベントを企画することができ、その支部の代議員が個人委員の声を聞きやすくなると考えられます。	支部化と代議員制は、両輪として並行して検討しています。支部の完成イメージは検討中ですが、ご意見の通り地元元々では研修会やイベントを開催することができ権限を有するようにしたいと考えています。一方で迅速な支部設置とならないよう、第1段階～第3段階でステップアップしていく形を構想しています。まず第1段階は、今の「ブロック」を「支部」に改名などを盛り込んでいます。本法の中・長期計画にも盛り込んで実現していく予定です。まずは従前のブロック組織から「支部」に昇格すること、より身近な地域で本会のつながりを強め、使命と役割を有権的に分担し会全体がさらに成長していく体制が整うことになると考えております。
2	10	内閣府の代議員制について西暦何年に作られたものなのか？	定款の変更も何十年前も前に作られたものが現在の状況に合わなくなり、変更することになったものも多いためと推察します。代議員制のモデルもこれからの世の中の変化をできる限り考えたものが良いのではないのでしょうか？	内閣府のモデル定款、および公益認定等ガイドラインは、2024年12月に改訂されたもので、これが最新版です。基本的な骨格はこれに適合させる形になります。
3	10	総社員の3分の2以上の賛成が必要な定款等の変更について	定款の他にどのような規程、規則があるのでしょうか？また、今後予定されている、もしくは検討されている定款の条項はいくつくらいあるのでしょうか？	3分の2以上の社員の賛成が必要なものは、定款が規定する次の決議に限定されます。 ①定款の改正 ②正会員の除名 ③正会員以外の会員の除名 ④会員の社会福祉士資格の取消し又は名称の使用の停止を厚生労働大臣に具申すること ⑤監事の解任 ⑥他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併 ⑦事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止すること ⑧法人の解散
4	10	全県選挙区の立候補について	役員経験者とありますが、反対します。むしろ35歳以下など若い方々しか立候補できない要件を設けても良いのではないのでしょうか？と考えています。	ご意見・ご提案、ありがとうございます。若年者の立候補も積極的にお願いしたいと願う一方で、いずれの選挙区でも性別と年齢は不問にておくのが良いと考えています。
5	10	代議員制を進めることについて	事務局の負担はどうでしょうか？委任状の集計などを再度、工夫を検討することで代議員制の業務負担より軽減できるのではと感覚的に感じています。	事務局の負担は、会員がどれだけ書面議決をしていただけるかにかかっているため、通信で経過報告をしたり書面議決の方法を増やす等の工夫をしています。また、書面議決数の状況を見てこのままでは危ういと感じたら委員会関係者へ声かけをお願いしたり、いよいよ危険と判断したら、事務局は書面議決をしていない会員に直接電話をして書面議決をお願いする事も過去にありました。まさに集計の工夫以前の問題として、書面議決の集計がなかなか難しい事が最大の課題であるため、集計の工夫だけでは根本的な解決にはなりません。通常総会では、定足数(50%超)を確保することが年々厳しくなっており、総会の成立自体が難しくなっています。(2025年度は57.9%)
6	10	検討内容の経過報告のQ&Aについて	今、意見させていただいているパブリックコメントの意見をもとにご回答いただいていると受け取っております。よろしいでしょうか？	臨時総会で定款を改正する場合には、3分の2以上の賛成票が必要です。もちろん反対票や棄権票もありますから、その壁を超えるのは至難の業となっております。工夫の検討のひとつが、今回の支部化・代議員制度の導入であると考えると考えております。
7	10	日本社会福祉士会の考えについて	定款の変更は私が認徳するところでは日本社会福祉士会から提案されたと思います。日本社会福祉士会は都道府県社会福祉士会の定款変更にかかると業務負担をどのように捉えているのか、変更する可能性のあるものの分析など行なった上で毎年のように変更の提案をされているのか、この部分も知りたいと思いました。	10月号通信のQ&Aは、現在構想している内容を少しでも理解しやすくするためのものです。構想をまず理解していただいた上でパブリックコメントを募集しています。いただいたご意見やご提案を参考に、最終案を策定する予定です。
8	10	今までの今後の進いなどを描いてもらうかわかりやすいです。今のままではイメージしにくいです。	コメントを求める以上、どのようなコメントがあったのかそれぞれにどう検討したのか広報誌等で公表してください。しないとどのような判断がなされたか分からなから。	日本社会福祉士会からの提案は、20年前に任意団体が法人格を取得する県士会にむけてあったかと思いますが、現在は状況が異なるため、日本社会福祉士会からの提案はありませんしその必要もありません。 各県士会は、会の成長に依じた形で部分的に定款の変更も必要になっていきます。現在各県士会は日本社会福祉士会の支部ではなく、独立した法人として、あくまでも内閣府のモデル定款等の定めに従って行うべきものとなっております。県はその内容が適合しているかを判断することになります。 ご意見のとおり、会員には公表できるように準備します。通信に掲載できる分量で収まるかによりますが、いまはホームページでご覧いただく事を検討しています。

【注】 ホームページでもご覧いただけます。